

1. 議事日程

〔平成24年第4回安芸高田市議会12月定例会第1日目〕

平成24年12月10日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第82号 安芸高田市民憲章審議会条例 |
| 日程第4 | 議案第83号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第84号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第6 | 議案第85号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 日程第7 | 議案第86号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 |
| 日程第8 | 議案第87号 財産の無償譲渡について【デイサービスセンター百楽荘】 |
| 日程第9 | 議案第88号 財産の無償譲渡について【特別養護老人ホーム高美園他】 |
| 日程第10 | 議案第89号 財産の無償譲渡について【向原総合福祉センター（かがやき）他】 |
| 日程第11 | 議案第90号 財産の無償貸付について【向原総合福祉センター（かがやき）他】 |
| 日程第12 | 議案第91号 安芸高田市向原総合福祉センター条例等を廃止する条例 |
| 日程第13 | 議案第92号 安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第93号 土地改良事業計画の変更について【深瀬地区】 |
| 日程第15 | 議案第94号 土地改良事業計画の変更について【桂地区】 |
| 日程第16 | 議案第95号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第96号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第97号 安芸高田市土地開発公社の解散について |
| 日程第19 | 議案第98号 安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例 |
| 日程第20 | 議案第99号 安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第100号 水道法に基づく布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 |
| 日程第22 | 議案第101号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例 |
| 日程第23 | 議案第102号 工事請負契約の変更について【甲田中学校校舎耐震改修工事】 |
| 日程第24 | 議案第103号 平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第25 | 議案第104号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2 |

- 号)
- 日程第26 議案第105号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第27 議案第106号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第28 議案第107号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第2号)
- 日程第29 議案第108号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第30 議案第109号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第31 議案第110号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第32 議案第111号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第33 議案第112号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第34 議案第113号 平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第35 議案第114号 平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治
17番	金行哲昭	18番	塚本近

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

7番	児玉史則	8番	大下正幸
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市	長	浜	田	一	義	副	市	長	藤	川	幸	典
教	育	永	井	初	男	総	務	部	沖	野	文	雄
企	画	竹	本	峰	昭	市	民	部	新	川	昭	夫
福	祉	武	岡	隆	文	産	業	振	清	水		勝
産	業	小	田		忠	建	設	部	河	野	正	治
教	育	沖	野	和	明	消	防	部	久	保	高	憲
会	計	森	川		薫	八	千	代	叶	丸	一	雅
美	土	高	本		修	高	宮	支	藤	井	静	雄
甲	田	益	田	茂	樹	向	原	支	岡	崎	賢	志
総	務	杉	安	明	彦	行	政	経	西	岡	保	典
政	策	山	平		修							
企	画											
課	長											

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事	務	局	長	外	輪	勇	三	事	務	局	次	長	山	中	章
主		査		森	岡	雅	昭	専	門	員			藤	堂	洋
															介



午前10時00分 開会

- 塚本議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第4回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長及び教育委員長より本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。
写しをお手元に配布しておりますので御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 塚本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 塚本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において7番 児玉史則君、及び8番 大下正幸君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 塚本議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 秋田雅朝君。
- 秋田議会運営委員長 おはようございます。
平成24年第4回定例会の運営につきまして、去る12月4日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。
まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から12月21日までの12日間といたしました。議事の都合により、12月11日、及び14日から20日までを休会といたします。
本定例会に付議されます案件は議案33件で、議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第82号及び議案第83号の2件は総務企画常任委員会へ、議案第84号から議案第92号までの9件は文教厚生常任委員会へ、議案第93号、議案第94号、議案第96号及び議案第98号から議案第101号までの7件は産業建設常任委員会へ、議案第103号から議案第114号までの12件は予算決算常任委員会へ、それぞれ提案理由の説明の後、質疑を受け、各委員会へ付託することといたしました。
その他の案件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、8人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、12月12日が6人、13日を2人といたします。以上、報告を終わります。

○塚本議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は12日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認めます。よって会期は12日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議案第82号 安芸高田市民憲章審議会条例

○塚本議長 日程第3、議案第82号「安芸高田市民憲章審議会条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。本日、平成24年第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用の中御参集をいただき、まことにありがとうございます。

平成24年も残すところ後わずかになりました。現在、本市では、平成25年度に向けた当初予算の編成作業に着手しております。限られた財源を最大限に有効活用するため、厳正な施策選択や重点化に徹した予算編成に努めてまいりたいと考えております。

さて本日は、条例及び補正予算関係の議案33件を提出いたしました。どうかよろしく願いいたします。

議案第82号「安芸高田市民憲章審議会条例」について、提案理由を御説明を申し上げます。

本案は、現在、未制定であります「市民憲章」について、来年3月をもって合併10年目を迎えるに当たり、節目と捉えこれを契機に市民相互のさらなる一体感を醸成し、もって協働のまちづくりに資することを目的に、市民憲章を制定してまいりたいと考えております。

については、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問機関として「安芸高田市民憲章審議会」を設置し、必要な調査並びに審議を行うものであります。

なお、制定の時期につきましては、おおむね来年の11月末までを目標としているところであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案についてはお手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

日程第4 議案第83号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第4、議案第83号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第83号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、本年の人事院勧告及び広島県人事委員会の勧告並びに県内他市の状況を踏まえ、本市職員の給与に関する条例について、所要の改訂を行うものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案についてはお手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

日程第5 議案第84号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○塚本議長 日程第5、議案第84号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第84号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成25年4月1日供用開始予定の新たな葬斎場の指定管理者を公募し、指定管理者候補者選定委員会において候補者を決定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案についてはお手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することといたします。

日程第6 議案第85号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

日程第7 議案第86号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

○塚本議長 日程第6、議案第85号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の件、及び日程第7、議案第86号「介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の2件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第85号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るための「地域主権改革第一次一括法」の公布に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで国の法令で定めていた基準のうち、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が、地方公共団体の条例へ委託されることとなりました。このため、このたび、新たに本条例を定めるものであります。

次に、議案第86号「介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、先ほどの議案第85号と同様に、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るための「地域主権改革第一次一括法」の公布に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで国の法令で定めていた基準のうち、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が、地方公共団体の条例へ委任されることとなりました。このため、このたび、新たに本条例を定めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本2件についてはお手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

- 日程第8 議案第87号 財産の無償譲渡について【デイサービスセンター百楽荘】
- 日程第9 議案第88号 財産の無償譲渡について【特別養護老人ホーム高美園他】
- 日程第10 議案第89号 財産の無償譲渡について【向原総合福祉センター（かがやき）他】
- 日程第11 議案第90号 財産の無償貸付について【向原総合福祉センター（かがやき）】他
- 日程第12 議案第91号 安芸高田市向原総合福祉センター条例等を廃止する条例

○塚本議長 日程第8、議案第87号「財産の無償譲渡について【デイサービスセンター百楽荘】」の件から、日程第12号、議案第91号「安芸高田市向原総合福祉センター条例等を廃止する条例」の件までの5件を一括して議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第87号「財産の無償譲渡について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市デイサービスセンター百楽荘を指定管理者であります、社会福祉法人 ちとせ会へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第88号「財産の無償譲渡について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市養護老人ホーム高美園、安芸高田市特別養護老人ホーム高美園、及び安芸高田市高美園デイサービスセンター、同、在宅介護支援センターを指定管理者であります、社会福祉法人 高宮美土里福祉会へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第89号「財産の無償譲渡について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、安芸高田市向原総合福祉センターかがやき、及び安芸高田市特別養護老人ホームかがやきを指定管理者であります、社会福祉法人 ちとせ会へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第90号「財産の無償貸付について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議案第89号に関連し、安芸高田市向原総合福祉センターかがやき、及び特別養護老人ホームかがやき、並びに同施設に附帯する車庫・駐車場を含む敷地が市有地であることから、当該、市有地を財産の無償譲渡先であります社会福祉法人 ちとせ会へ無償貸し付けたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第91号「安芸高田市向原総合福祉センター条例等を廃止する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、先ほどの議案第87号、88号、及び89号に関連し、安芸高田市向原総合福祉センター、安芸高田市養護老人ホーム、安芸高田市老人デイサービスセンター、安芸高田市在宅介護支援センター、及び安芸高田市特別養護老人ホームを、それぞれ指定管理者であります社会福祉法人ちとせ会、及び社会福祉法人 高宮美土里福祉会へ無償譲渡することに伴い、関係条例をそれぞれ廃止するものであります。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本5件についてはお手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第92号 安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第13、議案第92号「安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第92号「安芸高田市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明を申し上げます。  
本案は、少子化が急速に進展する中で、子育て支援並びに子育て環境の充実を図る観点から、乳幼児等医療費の支給対象範囲を、現行の「満12歳」から「満15歳」までに拡大し、子育て家庭の負担軽減を図るものであります。以上、よろしく御審議の上、適当なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案についてはお手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託

して審査することといたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第93号 土地改良事業計画の変更について【深瀬地区】

日程第15 議案第94号 土地改良事業計画の変更について【桂地区】

○塚本議長 日程第14、議案第93号「土地改良事業計画の変更について【深瀬地区】」の件、及び日程第15、議案第94号「土地改良事業計画の変更について【桂地区】」の2件を一括して議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第93号、深瀬地区「土地改良事業計画の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

安芸高田市甲田町において、平成20年度から団体営事業の農山漁村活性化プロジェクト交付金事業として、実施してきました圃場整備事業が、平成24年度に完了する予定ですが、関係農家の協議の結果、受益面積が22.0ヘクタールから21.4ヘクタールと減少いたしましたので、計画変更の要件に該当するため、土地改良事業計画を変更するものであります。

次に、議案第94号、桂地区「土地改良事業計画の変更について」、提案理由の御説明を申し上げます。

安芸高田市吉田町桂において、平成21年度から団体営事業の農山漁村活性化プロジェクト交付金事業として、実施している圃場整備事業において、関係農家の協議の結果、地区界が変更したので、計画変更の要件に該当するため、土地改良事業計画を変更するものであります。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

17番 金行哲昭君。

○金行議員 1点、お聞きします。

地区界の変更と面積の変更ということですが、これは市民にとって何か、これに変更することで不都合とかいうのは考えられるのか。これは産建に付託になってるんですけど、その1点だけお聞きします。

○塚本議長 答弁を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 地区界で面積が変更したということでございます。工事を実施する途中で、それぞれ地権者等と協議を行ってまいりました。当初の事業計画からそういった協議を経て、地区外になったり地区内になったり、その調整をさせていただいたところでございます。市民にとって何か影響があるかということにつきましては、その当該地区の面積が変わっただけでございますので、そこで今後運営される法人なり地権者等の部分で面積が変わったということで、市民に直接影響はないというふうに考え

ております。以上でございます。

○塚本議長 ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本2件についてはお手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第95号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第16、議案第95号「安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第95号「安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成24年7月1日から平成25年3月31日までを工期とした、土師サイクリングターミナル建築工事を現在行っております。このサイクリングターミナルは、安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設の一部と位置づけられており、工期終了までに工事内容に沿い、安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を変更する必要があるがございますので、本定例会に提案するものであります。よろしく御審議の上、適切なる審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業振興部特命担当部長 小田忠君。

○小田産業振興部特命担当部長 それでは、議案第95号の要点について御説明をいたします。議案書をごらんください。

このたびの条例の一部改正は、現在、工事が進められております土師サイクリングターミナル建築工事に伴い、宿泊機能、入浴機能等がなくなること等による施設内容の変更、並びにサイクリングターミナルに隣接をいたします山村都市交流施設、いわゆる施設名 アミーゴの解体撤去、またそうろう園内にあります憩の家の老朽化による解体、撤去に伴い、土師ダム周辺環境整備施設の機能、内容が変更となることから、条例の一部を改正するものでございます。

議案書1ページ以降、下段に占めておりますが、改正前を表の右側に、改正後を左側に記載しております。

2ページをお開きください。別表第1、右側になりますけれども、上段土師ダム記念公園のそうろう園内の憩の家が削除となります。続いてその下、八千代町サイクリングターミナルの名称を統一するため、土師ダムサイクリングターミナルとし、宿泊施設を削除し、研修室を加えます。

続いてその下、山村都市交流施設が削除となります。同じく中段、別表第2、八千代町サイクリングターミナルを土師ダムサイクリングターミナルとし、研修室の利用時間を利用者の利便性を考慮し、午前9時から午後10時までと定めるものでございます。同じく表中、山村都市交流施設は削除となります。続いて、別表第3、使用料をそうろう園使用料とし、憩の家は削除となります。

3ページをお願いします。右側上段、八千代町サイクリングターミナルを土師ダムサイクリングターミナルに変更し、(1) 宿泊料金及び(2) 休憩料金、さらに(4) 入浴料は削除となります。(3) 研修室利用料金につきましては、1時間あたり2,000円を限度として定め、研修室の利用時間を午前9時から午後10時までとするものでございます。

続きまして、4ページをお願いします。(5) ターミナル駐車場利用料金につきましては、備考欄に施設利用者は無料とする旨を加えます。その下、4山村都市交流施設は削除となります。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。  
これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第95号「安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第96号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第17、議案第96号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
この際議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第96号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。
本案は、「地域主権改革に係る一括法」の公布に伴い、公営住宅法の

一部が改正され、「市営住宅の整備基準」及び「収入基準」について条例委任されたことに伴い、国の基準に合わせて、本市の市営住宅条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案についてはお手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第97号 安芸高田市土地開発公社の解散について

○塚本議長 日程第18、議案第97号「安芸高田市土地開発公社の解散について」の件を議題といたします。

この際議案の朗読は省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第97号「安芸高田市土地開発公社の解散について」、提案理由の御説明を申し上げます。

安芸高田市土地開発公社は、旧町の土地開発公社を基に、平成16年の合併に伴い、安芸高田市土地開発公社として旧町の引き継ぎ財産の処分に努めてまいりました。しかし、近年における地価の下落や経済の低迷、公共事業の縮小など、公社による土地先行取得の利点は非常に希薄となっております。全国的にも土地開発公社の解散が行われているところであります。安芸高田市土地開発公社においても理事会で解散議決を得ました。これにより、本案は公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、安芸高田市土地開発公社を解散することについて、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 それでは、議案第97号の要点の説明をいたします。議案に添付してあります説明資料をお開きください。

説明資料に土地開発公社の解散についての解散手続の流れ、それから下段には残余財産の状況を示しております。

安芸高田市土地開発公社の前身は、旧向原町土地開発公社を母体に、旧甲田町土地開発公社を吸収したもので、合併後は安芸高田市土地開発公社として名称を変更し、平成16年4月1日に県知事の認可を受け現在に至っております。この間に、旧町の引き継ぎ財産の処分に努めてまいったところであります。

解散の手の続の流れの①でございすが、先般、公社理事会の議決を得ましたので本案を提案させていただいておるところでございす。公社理事会では、理事全員による解散同意を得、また残余財産については債務を弁済した残りを安芸高田市に帰属させることの確認をしたところでありす。

公社の大きな設立目的は、土地の価格が上昇傾向にある場合に必要な公共用地を先行取得するものでございすが、今日では土地価格が鎮静化、下落傾向にあり、先行取得のメリットは非常に少なくなっている状況でございす。さらに全国的にも公共事業が減少傾向にある中、安芸高田市においても現時点では大規模な公共用地取得を伴う事業計画は予定されておりません。今後、用地取得の必要性が生じた場合においても、安芸高田市で実施できるものと考えておりす。以上のことから、公社を存続する必要性は乏しいと判断し、解散するものでございす。

手の続の流れの②でございすが、この議決をいただきますと、③の県知事への解散の認可申請から、⑨の精算結了の届け出までの事務を進めてまいりす。

また、下段には平成24年11月末現在の残余財産状況でございすが、本年度、向原町親水公園整備事業用地、甲田町上甲立住宅団地造成事業用地の財産処分が完了し、公社の残余財産は、基本金及び預金のみとなっております。残余財産の状況でございすが、今後⑨の精算時点での残余財産を安芸高田市に帰属させるものでございす。なお、⑨の精算までを本年度内、来年3月中には済ませたいと考えているところとございす。以上で要点の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○塚本議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

17番 金行哲昭君。

○金行議員

残余財産ですが、3月まで県知事の終結をされると言われておるんですけど、大体どのぐらいの現金、貯金が残るといのは全然把握されていないでしょうか。

○塚本議長

答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長

この解散までの手続に要する費用、およそ30万円ぐらいかかるのではないかと見ております。その残りを市に帰属させていきたいというふうと考えております。以上でございす。

○塚本議長

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第97号「安芸高田市土地開発公社の解散について」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第98号 安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例

○塚本議長 日程第19、議案第98号「安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例」の件を議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第98号「安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

安芸高田市の南東部を通るJR芸備線がございますが、この鉄道沿いにある、甲立駅、吉田口駅及び向原駅の駅舎等の施設について、これまで基幹集会所及び地区集会所として、それぞれの条例に位置づけられていたものを新たに一つにまとめた条例を定めるものであります。

本案は、地方自治法第244条の2の規定により、安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例について議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案についてはお手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第99号 安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第20、議案第99号「安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第99号「安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、「地域主権改革に係る一括法」の公布に伴い、下水道法の一部が改正され、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等について条例委任されたことに伴い、国の基準に合わせて、本市の公共下水道条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案についてはお手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第100号 水道法に基づく布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

○塚本議長 日程第21、議案第100号「水道法に基づく布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」の件を議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第100号「水道法に基づく布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について」、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、「地域主権改革に係る一括法」の公布に伴い、水道法の一部が改正され、水道法に基づく布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準について条例委任されたことに伴い、国の基準に合わせて、新たに条例を定めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案についてはお手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第101号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例

○塚本議長 日程第22、議案第101号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例」の件を議題といたします。



この際議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第101号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、「地域主権改革に係る一括法」の公布に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格に関する基準について条例委任されたことに伴い、国の基準に合わせて、新たに条例を定めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案についてはお手元の付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第102号 工事請負契約の変更について（甲田中学校校舎耐震改修工事）

○塚本議長 日程第23、議案第102号「工事請負契約の変更について（甲田中学校校舎耐震改修工事）」の件を議題といたします。

この際議案の朗読は省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第102号「工事請負契約の変更について」、提案理由の御説明をいたします。

本案は、平成24年、議案第57号により議決を得た甲田中学校校舎耐震改修工事の請負契約を工事内容の変更により、契約額を1,050万円増額することについて、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって要点の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
教育次長 沖野和明君。

○沖野教育次長 それでは、議案第102号「工事請負契約の変更について（甲田中学校校舎耐震改修工事）」について要点の御説明をいたします。

契約の金額に1,050万円を追加し、1億6,401万円に改めるものでございます。

添付資料により説明をさせていただきます。追加工事の概要でございますが、承認を受けております繰越予算の金額内におきまして入札残額を設計段階では見ることができなかった部分の劣化の補修、あるいは傷

んでいる校舎の改修などに活用したことが主な内容の変更でございます。

説明資料の裏のページをごらんください。外壁の改修工事の階段棟3から6の2階、3階、西面の壁の追加は図面の2枚目、4枚目に赤色でお示しをしている部分の撤去、新設をしたものでございます。耐震工事に当たりまして、窓であります開口部を閉塞するため建具を撤去いたしましたところ、壁の厚みが耐震設計に必要な厚さが確保できておらず、壁を撤去し耐震設計に必要な厚さを新設したものでございます。

2番目の教室棟のバルコニー部分の追加でございますが、図面1枚目、3枚目の立面図上に赤色で示しておりますように、2階、3階のバルコニー部分のコンクリートの劣化が予想以上であったため、傷んでいる部分をはつりまして鉄筋の防さびの処理をし、モルタル処理を追加したものでございます。

躯体工事の階段棟天井内のはり・スラブの追加でございますが、天井板を撤去いたしましたところ、見えなかった部分にコンクリートの劣化が進んでおりまして、同様に傷んでいる部分をはつりまして鉄筋の防さび処理、モルタル処理を追加したものでございます。

防水工事、塔屋、屋上から突出している部分の防水工事の追加でございますが、経年劣化による漏水があったため漏水補修を追加したものでございます。

階段棟、屋外排水管の盛かえ、移設の追加でございますが、図面5枚目の平面図上部に赤色で示している部分でございます。階段棟にはプレキャスト外フレームを施工いたしました、この施行に当たりまして支障になります下水排水管を移設したものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
16番 青原敏治君。

○青原議員 入札残でこの追加工事をするということなんですが、これの予定価格は何ぼだったんですか。お知らせしていただきたいと思えます。
それと、追加工事が多過ぎるような気がするんですが、これはあらかじめ調査するときにはわからなかったということなんですが、わからんことはないと思うんですよね。きちっとできるところはやって、工事内容の中に入れて追加工事はしないような方法を取れるかどうか。ちょっと先に予定価格をお知らせをいただきたいと思えます。

○塚本議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時04分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 再開をいたし、答弁を求めます。

- 教育次長 沖野和明君。
- 沖野教育次長 大変失礼をいたしました。
予定価格は、1億5,477万円でございます。
それと、設計段階で工事の全ての内容の把握ということでございますが、今回は天井を外しましたところ、中の爆裂状態があったということもございまして、設計段階で全てを把握することができませんでした。申しわけございませんでした。
- 塚本議長 ほかに質疑はありませんか。
16番 青原敏治君。
- 青原議員 簡単に追加工事というのは、私はどうかと思うんですよ。これ皆、税金なんですよね。そういうふうには思うんですが、やはりこれはわからなかったから追加工事を出すのではなしに、わかった時点できちとした方法で入札なりすればいいじゃないですか。軽微な作業だったら市内の業者も十分対応できるというふうに思いますけど、そこらの考え方はなかったんですか、どうですか。
- 塚本議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
教育次長 沖野和明君。
- 沖野教育次長 今回の追加内容の1点目の階段棟の壁の撤去新設につきましても、プレキャストの施工に伴いまして一体でやるものでございます。また、教室棟のバルコニーにつきましてもそれぞれの校舎の工事と一体ですのものでございます。また、階段棟の天井につきましてもトイレ等の改修がございまして、一体としてやるものでございますので、本体工事に変更をさせていただきました。
- 塚本議長 ほかに質疑はありませんか。
16番 青原敏治君。
- 青原議員 一体工事だから本体工事に組ませていただいたということなんですけど、そんなことは関係ないと思うんですよ。一体工事だろうが、何だろうが、できんことはないんですよ。市内の業者が行ってやればいいわけですから。
それと予定価格が1億5,477万円ですか。もう1,000万円足せばオーバーするわけですよ。予算内で済んだらどうかかわからんですけど。そこらの考え方、これ全額補助で出るのかどうか、私もよくわかりませんが、多分出るんだろうと思うんですが、そこらの考え方をもう少し詳しく説明をいただきたいと思えます。これが今までにも追加工事が多々あるんですよ。少しでも追加工事を少なくするように。耐震工事なんかでももう3回目ですよ、これが。追加工事が出るのは。追加工事をすればいいじゃないか、入札残があるからというような考え方で追加工事を出してもらったら困るというふうに私は思いますので、もう少し詳しく説明をいただきたい。
- 塚本議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
教育次長 沖野和明君。

- 沖野教育次長 先ほど予定価格を申し上げましたが、繰り越しに当たりましては設計金額のほうで繰り越しをさせていただいております。予定価格より上の設計額となっております。
- また御指摘のとおり、耐震工事につきましてはこれで3つの建物になろうかと考えております。国庫補助対象につきましては、耐震改修等ございますが、今回繰り越しを4工事対象として繰り越しを行っております。4工事の国庫補助対象の中で済まそうというふうに考えております。以上でございます。
- 塚本議長 ほかに質疑はありませんか。
5番 前重昌敬君。
- 前重議員 この内訳の詳細な内容を教えていただきたいと思うんですが、今の追加、追加で金額1,050万円ですが、今言われたんですが、この詳しい内訳をちょっと教えていただければと。ここの今の説明資料にございます建築工事、外壁、教室、躯体工事、防水工事、ここら辺の費用金額。それと、屋外排水管の盛かえの追加、この工事の費用をちょっと教えていただければと思います。
- 塚本議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
教育次長 沖野和明君。
- 沖野教育次長 現在、こちらに直工金額しか持って来ておりませんので、直工金額のほうでお答えをさせていただければと思っております。
- まず1点目の外壁の改修工事でございますが、こちらのほうが直工で21万円という設計を行っております。バルコニーの追加でございます。バルコニーの爆裂部分の補修に526万円でございます。既設壁の撤去、壁の新設でけたが間違っておりました。210万円でございます。バルコニーの爆裂部分526万円でございます。躯体工事の追加、階段棟、天井内のはり・スラブでございますが、59万円でございます。塔屋の防水工事の追加でございますが、45万円でございます。屋外排水管の盛かえの追加でございますが、34万円となっております。以上でございます。
- 塚本議長 ほかに質疑はありませんか。
5番 前重昌敬君。
- 前重議員 どうしてお聞きしたかと言いましたら、防水工事の追加とかがありましたので、この辺ははっきり言って見える場所なんですよね。防水というところは、雨とかがやっぱり降り込んでくるところがありますので、そうした突出部分が見えるところでどうしてこうしたことが起きるのか。ふつう市民から見るとどうなのかなというのがありましたので、ちょっと若干お聞きしました。金額的にどうのこうのって言うんじゃないんですが、そうしたところがそういう設計の段階ではっきりしてわかる状況じゃないのかなというのが1点でございます。というのも、これから市内体育館の關係の耐震化ということも入っていく形があるかと思いません。小学校ですね。こうしたところの中で、こういう見える箇所等についての今後こういう追加の工事というのはどうなのかというところを踏

まえて、ある程度、そういう設計段階での詳細な調査というものは執行部のほうにしっかりと徹底してやっていただきたいということを申し上げさせていただきまして、質問を終わります。

- 塚本議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
教育次長 沖野和明君。
- 沖野教育次長 御指摘のとおり、今後、小中学校の体育館の耐震工事に入ってまいります。設計に当たりましては、学校に十分様子を聞くなり、あるいは晴天、雨天の場合などケースによりまして調査をするなりして設計を組むに当たりましては、十分な注意を払っていきたいと考えております。以上でございます。
- 塚本議長 ほかに質疑はありませんか。
6番 石飛慶久君。
- 石飛議員 塗装っていう部分が結構バルコニー部分にもあると思うんですが、外壁等でも。最近、塗装でも塗料でも温度を安定させてというか、熱を冷ます塗料もあるというように最近出てるらしいですが、そういった材料、省エネに対する材料とかいうものはこのたびは使用はされていないのでしょうか。どうでしょうか。
- 塚本議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。
教育次長 沖野和明君。
- 沖野教育次長 建物の省エネ対策等に関連する素材かと思えます。今回の改修に当たりましては、使用はいたしておりません。今後の検討課題にさせていただければと考えております。
- 塚本議長 ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)
- 塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。
(異議なし)
- 塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(討論なし)
- 塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより議案第102号「工事請負契約の変更について（甲田中学校校舎耐震改修工事）」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 塚本議長 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第24 議案第103号 平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）  
日程第25 議案第104号 平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第26 議案第105号 平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第106号 平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第107号 平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第108号 平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第109号 平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第110号 平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第111号 平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第112号 平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第113号 平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第114号 平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）

○塚本議長 日程第24、議案第103号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件から、日程第35、議案第114号「平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの12件を一括して議題いたします。

この際議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第103号「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,852万6,000円を追加し、予算の総額を238億7,870万5,000円とするものであります。また、債務負担行為の補正につきましては、債務負担行為の事項を1件追加するものでございます。地方債の補正につきましては、その借入限度額を48億8,780万円と定めるものであります。

次に、議案第104号「平成24年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,028万円を追加し、予算の総額を46億5,442万5,000円とするものであります。

次に、議案第105号「平成24年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ208万3,000

円を追加し、予算の総額を4億8,600万7,000円とするものであります。

次に、議案第106号「平成24年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,372万1,000円を追加し、予算の総額を42億5,172万6,000円とするものであります。

次に、議案第107号「平成24年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、228万9,000円を追加し、予算の総額を4,912万3,000円とするものであります。

次に、議案第108号「平成24年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,919万9,000円を減額し、予算の総額を4億4,172万8,000円とするものであります。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、8,700万円と定めるものであります。

次に、議案第109号「平成24年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,893万6,000円を減額し、予算の総額を4億2,632万2,000円とするものであります。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を5,700万円と定めるものであります。

次に、議案第110号「平成24年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17万円を追加し、予算の総額を3億8,789万6,000円とするものであります。

次に、議案第111号「平成24年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,521万5,000円を減額し、予算の総額を3億465万円とするものであります。また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を2,750万円と定めるものであります。

次に、議案第112号「平成24年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,160万2,000円を減額し、予算の総額を5億7,673万6,000円とするものであります。また、債務負担行為の補正につきましては、債務負担行為の事項を1件追加するものであります。地方債の補正につきましては、その借入限度額を3,380万円と定めるものであります。

次に、議案第113号「平成24年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計

補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4万1,000円を追加し、予算の総額を1,510万5,000円とするものであります。また、債務負担行為の補正につきましては、債務負担行為の事項を1件追加するものであります。

次に、議案第114号「平成24年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出につきまして、収入、支出それぞれ407万8,000円を減額し、予定総額を2億6,204万7,000円とするものであります。

予算第4条に定めた資本的収入につきましては、277万2,000円を増額し、予定総額を1億4,410万2,000円とするものであります。資本的支出につきましては850万円を増額し、予定総額を2億4,667万3,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億257万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,265万7,000円、当年度分損益勘定留保資金8,247万2,000円、建設改良積立金744万2,000円で補填するものであります。債務負担行為の補正につきましては、債務負担行為の事項を1件追加するものであります。

次に議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費につきましては、38万2,000円減額し、予定額を1,833万3,000円とするものであります。以上、よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本12件についてはお手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

○塚本議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
次回は12月12日午前10時から再開いたします。御苦労さまです。

~~~~~○~~~~~

午後11時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員